

〒100-0011

東京都千代田区内幸町2-2-1

日本プレスセンタービル3階

弁護士法人TNLAW鈴木・曾我法律事務所

一般社団法人日本アマチュア無線連盟

代理人弁護士 鈴木 誠 先生

同 藤田 太郎 先生

平成27年11月10日

〒100-0006

東京都千代田区有楽町1丁目6番8号

松井ビル6階 旬報法律事務所

(電話03-3580-5311)

(FAX03-3592-1207)

通知人代理人

弁護士 深井 剛志

通 知 書

冠省 当職らは通知人アマチュア無線家9条の会代表者大久保忠（以下、「通知人」といいます）を代理して、貴職ら作成平成27年9月17日付け回答書（以下、「回答書」といいます）に対し、下記のとおりご通知致します。

記

貴連盟は、回答書において、通知人の平成27年8月11日付通知書（以下、「通知書」といいます）「ハムフェアへの出展を拒否した理由」の質問に対し、「当連盟が組織として政治問題に関与した場合、多様な思想及び信条を有する会員の間で対立や分裂が生じる結果…アマチュア無線家相互の友好の増進に対する障害となりかねません」「当連盟に対する政治的偏見が生じ、アマチュア無線家による当連盟への参加が阻害されることにより、当連盟の発展が妨げられることが懸念されます」と回答しております。

しかしながら、通知人は、通知書において、通知人の活動が政治活動には該当しないことを主張していますが、回答書にはそのことについての回答がありません。また、通知人は、通知書において、政治活動によってハムフェアの開催趣旨がどのように阻害されるのかについて明

らかになっていないことをそれぞれ主張していますが、貴連盟の回答は、「対立や分裂が生じる結果」「政治的偏見が生じ」などと、極めて抽象的な危険しか記載がありません。すなわち、回答書は、通知人の質問に誠実に答えてはおらず、抽象的な危険性を述べるだけであり、何ら、具体的、客観的な理由を説明したものではありません。

通知人ら「アマチュア無線家9条の会」は、過去7回、ハムフェアに出展しており、他の団体も問題なく行なっているジャンク市や、政治的要素は全くない「9条アワード」の発表を行なっており、それで、なんら問題は生じておりません。

政治的思想を他会員に押し付けたこともなく、貴連盟において「対立や分裂が生じる結果」も「政治的偏見が生じ」る結果を惹起させることもありません。

むしろ、これまで当然のように認めてきた「アマチュア無線家9条の会」のハムフェア出展を、憲法改正が世間で話題となっている今日において拒否することは、JARL 存立の趣旨やその存在意義をも自ら否定することになります。その方が「対立や分裂」を惹き起こすものであり、電波法を守って運用するアマチュア無線家の団体としては立憲主義に基づき、むしろ積極的に日本国憲法の立場で対処すべきではないでしょうか。

したがって、「アマチュア無線家9条の会」は、貴連盟の回答書の説明には納得できないため、翌年も、ハムフェアへの出展を申請いたしますので、ご承知おきください。

草々